

第一章 はじめに

1 新たな保健センター経営ビジョン策定の意義と目的

財団法人世田谷区保健センター(平成23年2月に公益財団法人へ移行)は、昭和51年の設立以来、世田谷区立保健センター(以下「区立保健センター」と称す)等の運営実施主体としての役割を担ってきた。平成23年2月には、より公益性の高い団体をめざし公益財団法人の認定を受け、公益財団法人世田谷区保健センター(以下「(公財)保健センター」と称す)に移行した。また、この移行を契機に公益財団法人としてのより一層公益的な役割を果たすために、その基本的な考え方や向こう5年間の経営の中長期的な方針を示す「保健センター経営ビジョン(以下「経営ビジョン」と称す)」を策定するなど、経営改革等に積極的に取り組んできた。

平成24年に世田谷区(以下「区」と称す)は、都立病院の再編整備による梅ヶ丘病院の移転統合を契機に、同病院跡地に保健、医療、福祉の拠点を整備することを決定した。その一環として、平成31年度には区立保健センターが同病院跡地に移設される。一方、同跡地には障害者(児)の地域生活への移行・継続支援機能を担う施設が民設民営方式により建設されることを受け、平成30年度末に当財団が平成12年から運営を区から受託する世田谷区立総合福祉センター(以下「区立総合福祉センター」と称す)の機能移行と廃止が併せて決定された。

さらに、平成26年3月に区が策定した新たな基本計画では「外郭団体改革基本方針」が示され、外郭団体のより一層の自主・自立に向けた改革が求められているなど、(公財)保健センターを取り巻く状況は大きく変動している。

本書は、区立保健センター及び区立総合福祉センターの運営実施主体として指定管理を受けている(公財)保健センター自身が、区の外郭団体改革基本方針や梅ヶ丘拠点整備など、経営ビジョン策定以降の区の動向の変化や経緯を踏まえつつ、将来にわたりより一層公益的な役割を果たすべく、区が求める健康施策に的確に responding していくための基本的な考え方や経営の中長期的な方針として、「今後の世田谷区保健センターのあるべき姿(将来像)」を示すものである。

2 新たな保健センター経営ビジョンの位置付け

(3) 性 格

本書は、経営ビジョン策定以降の区の動向等の大きな変化等を踏まえた新たな「経営ビジョン」として位置付け、区の指定管理に際しての企画提案書、各年度の事業計画、収支予算計画及び「世田谷区保健センターの人事・組織計画」や「財務改善計画」の基礎とする。

(4) 対 象

基本事業である「健康増進」「健康教育」「各種検(健)診」と、「区民・事業者との連携・協働による発展及びこれらの実現」に向けた区立保健センターの経営資源強化及び改革等の方向性等を対象とする。さらに、「人材の確保や育成」、「安定的な財団運営を実現するための組織体制の方向性」並びに「総合福祉センターの円滑な機能移行と廃止に向けた取り組み」を対象として加える。

(5) 想定する期間

平成27年度(10月施行予定)から概ね5年程度とする。

第二章 保健センターを取り巻く状況の変化

1 国の動向

国は平成24年に、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」など向こう10年間の国民の健康増進を推進する基本的な5つの方向を示す『健康日本21(第2次)、(平成25年度～35年度)』の策定や、向こう5年間のがん対策をより総合的かつ計画的に推進するための『がん対策基本計画』の見直しなど、総合的に健康施策を推進している。

また、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年には『障害者自立支援法』を『障害者総合支援法』に改め、翌26年には『精神保健福祉法』を大幅に改正した。

2 区の取り組み

(1) 「健康せたがやプラン(第二次)」の重点施策等について
【健康せたがやプラン(第二次)】の重点施策】

- I 生活習慣病対策の推進
- II 食育の推進
- III こころの健康づくり
- IV がん対策の推進

※「がんになっても安心して暮らせる地域社会の実現」をめざし、平成26年4月に「世田谷区がん対策推進条例」を施行

(2) 「梅ヶ丘拠点整備」としての新たな区立保健センター機能

区立保健センターを移設する区複合棟は主に「相談支援・人材育成機能」と「健康を守り、創造する機能」の2つの大きな機能を担うことを謳い、新たな保健センターの具体的な機能として次の6つを挙げている。

- 検査・検(健)診、医療機関支援
- 健康増進・健康づくりの普及啓発
- 地域の人材育成及び地域活動団体支援拠点
- 相談支援
- 専門相談
- 区民活動支援

(3) 「外郭団体改革基本方針」

- ① (公財)保健センターの改革の方針
 - ・公益財団法人としての役割を一層発揮するための各種拠点機能等の整備
 - ・地域医療機関への後方支援の強化
 - ・経営基盤の安定化及び経営の効率化の一層の推進
- ② (公財)保健センターの改革の取り組み項目
 - I 健康増進・教育、健康情報発信及び健康診断の専門拠点機能の拡充
 - II がん患者や家族等を支える中核的機能の確立
 - III 地域医療の後方支援機能の強化
 - IV こころの健康等に関する相談窓口の整備
 - V 総合福祉センターの廃止に向けた機能の移行

(4) 「地域包括ケアシステム」の推進

平成26年3月に区は、世田谷区地域保健医療福祉総合計画を策定し、高齢者だけではなく、障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者などを含め、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現」をめざし、地域包括ケアシステムを推進することとした。出張所・まちづくりセンターの中に、あんしんすこやかセンターと社会福祉協議会が入り、身近な福祉相談の充実と、地区の人材や社会資源の開発・協働を行うモデル事業の成果を生かし、今後、「地域包括ケアの地区展開」の全区展開を図る。その中で、医療連携の取り組みとしては、健診や相談、地域医療の後方支援等を通じて、医療的ケアや介護が必要な方が地域で安心して暮らせる施策を推進していく。

第三章 今後の(公財)保健センターのあるべき姿

1 (公財)保健センターのこれまでの取り組みと課題

(1) これまでの取り組み

当財団は、区立保健センターの実施主体として、都内初の健康増進センターとしての健康増進施設の役割と、区独自に胃がん検診の実施を手掛けるなど、区民の検査・検(健)診機関としての役割を担ってきた。また、地域医療機関への後方支援として精密検査等の医療事業を手掛けるほか、平成12年からは、障害者(児)支援施設の区立総合福祉センター運営を区から受託している。

(2) これまでの経営改革の方向

経営方針	1 事業活動を通じ、健康な地域社会の形成と区民福祉の向上に寄与する。 2 蓄積されたノウハウとマンパワーを活かし、時代の変化に対応したサービスを創造し区民に提供する。 3 区行政及び関係機関・団体と密接に連携し、効果的な事業展開をする。 4 合理的な経営により、経営基盤を確保する。
経営理念	1 常に、世田谷区民の健康及び障害者福祉の確保・増進を先導する気概と叡智をもった財団を目指す。 2 常に、優れた指導理念と実効性に支えられたサービスを提供するとともに、区民の活動を全区的に支援し、財団の存立意義を高める。 3 常に、創意と工夫により自主財源の拡大と運営の効率化に努め、経営基盤の拡充整備を図る。
将来像	区民の健康の保持増進のため、これまでのノウハウと公益財団法人として経営資源を結集・向上し、がん検診及び健康増進、地域医療機関の後方支援などの全区拠点として、地域・地区の区民や事業者による健康づくりを支援する。

※「経営方針」「経営理念」は平成18年度に策定・公開
「将来像」は平成23年3月策定の『保健センター経営ビジョン』より

(3) (公財)保健センターが抱える課題

- 新たな区立保健センターに求められる拠点性等を踏まえた既存事業の拡充と強化に向けた機能の見直し
- 民間とは異なる保健衛生の『総合力』を発揮することを当財団の最大の強みとした財団運営の基礎力強化
- 保健・福祉・医療連携等の先駆的モデル事業の企画・提案及び実践できるスキルの向上
- 財団の経営改革のより一層の推進
- 総合福祉センターの円滑な機能移行と廃止に向けた取り組み及び新たな事業の展開

2 今後の区立保健センターのあるべき姿

(1) めざす姿

(公財)保健センターは、これまで培った専門性のスキルやノウハウとそれを支える豊富な人材などを総合的に結集(総合力)し、区民の健康を守り創造する役割を果たすとともに、健康づくりや障害者(児)支援等に関する相談や指導、検査・検(健)診機関及び地域医療機関の後方支援としての医療事業などの実践を通じ、保健、福祉、医療の全区的拠点において中核的役割を担っていく。

(2) 5つの目標

区の「外郭団体改革基本方針」が示す改革の取り組み項目等を、区民の健康を守り創造する役割を果たす5つの目標と定める。

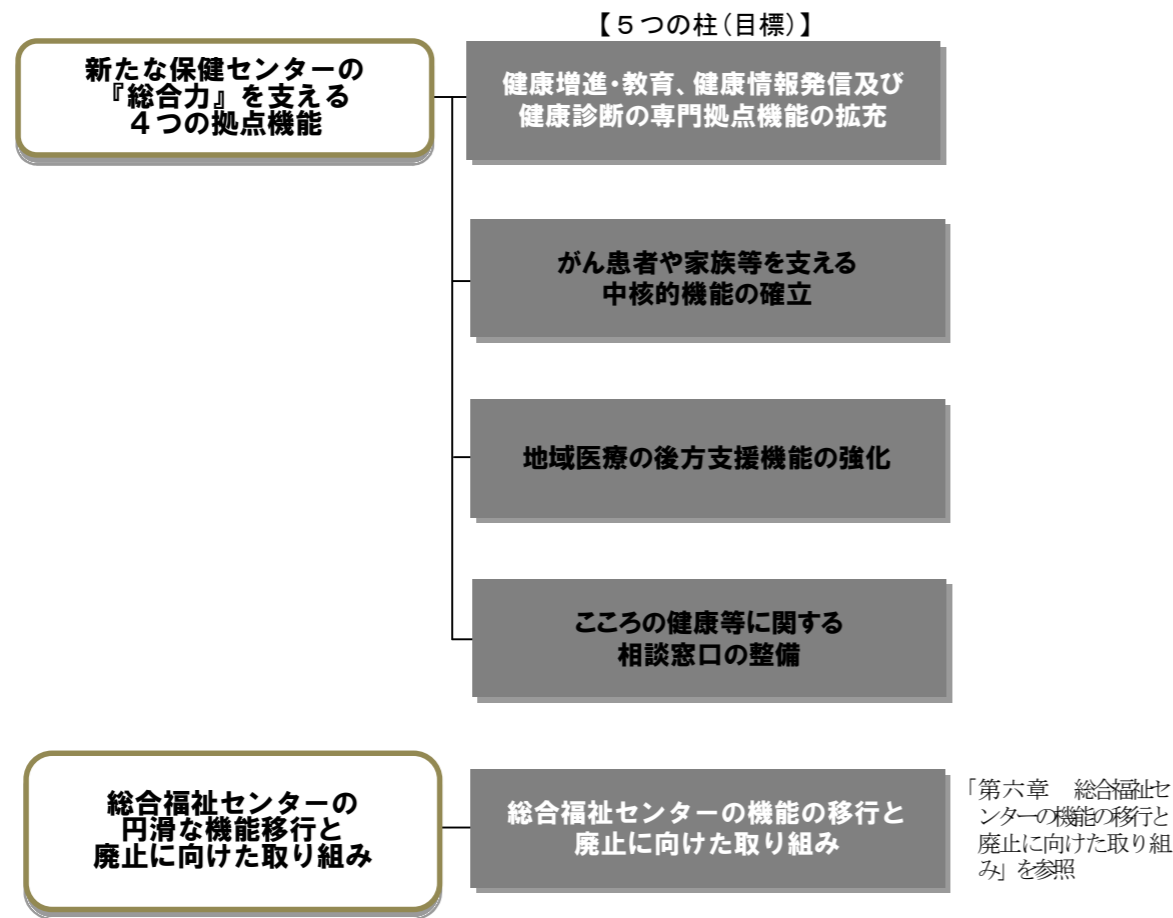
(3) 目標を達成するための基本的な考え方(視点)

- 区民の参画と持続可能な実践活動の確立
- 地域との協働・連携の構築と社会資源の効果的な活用
- 公益性と専門性を活かした公財ならではの事業の展開
- 安全と安心の確保による区民の信頼の獲得
- 高齢者や障害者に配慮した健康づくり支援、検(健)診等の体制整備
- 新たな発想と時代を先取りした先駆的施策・事業の創出

第四章 新たな施策・事業を構築する5つの柱と既存事業の強化・拡充

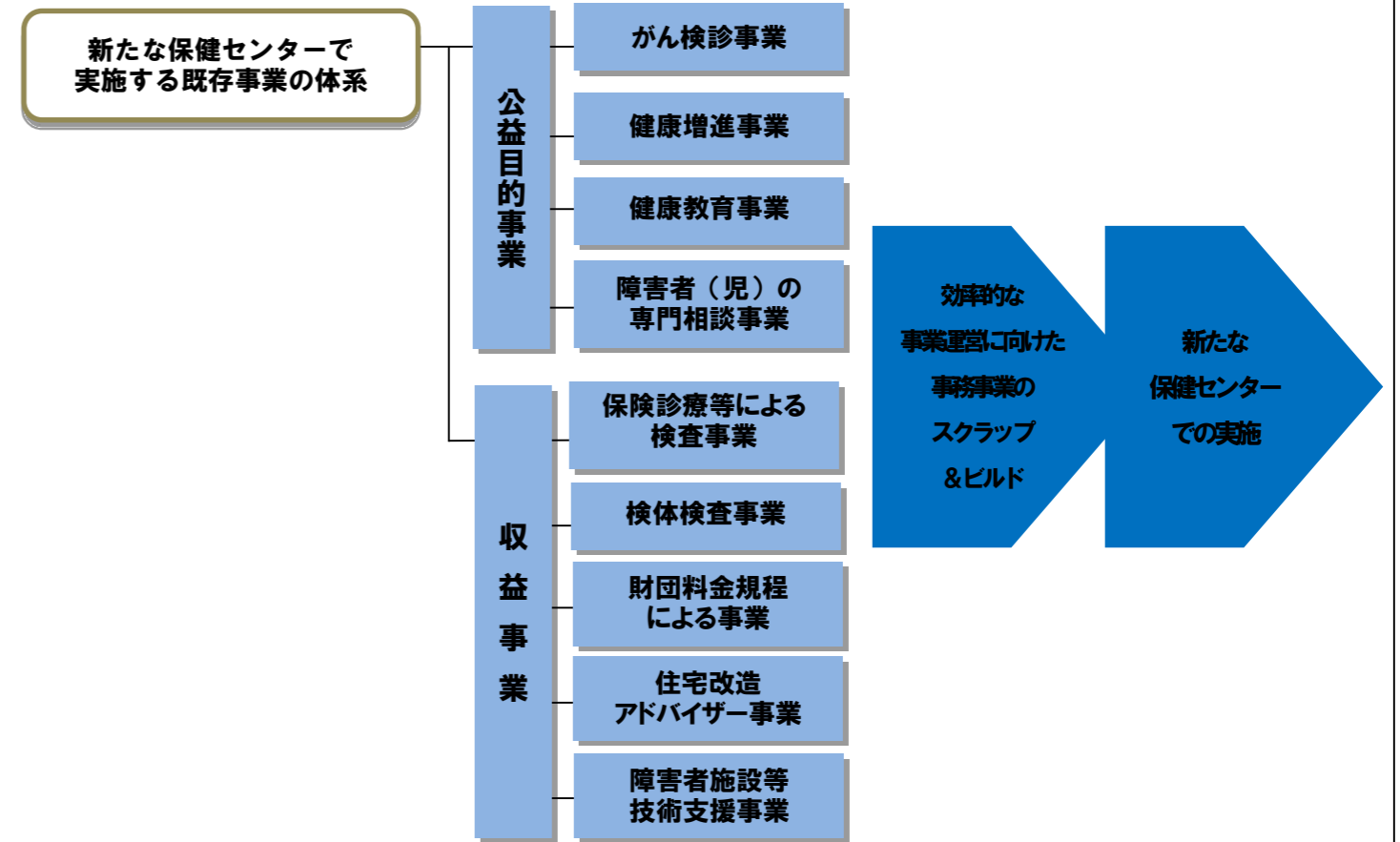
1 『総合力』を支える4つの拠点機能と新たな施策・事業を展開するための5つの柱（目標）と新たな施策・事業の構築

前章で定めた「5つの目標（「(公財)保健センターの改革の方針I～V」）」のI～IVを、新たな区立保健センターの『総合力』を支える4つの全区的拠点機能の柱（目標）と位置付けるとともに、目標Vの「総合福祉センターの廃止に伴う円滑な機能等の移行」を加えた5つの柱を体系化し、新たな施策・事業を構築する。



2 既存事業の強化・拡充

既存事業は、事業内容を精査したうえで必要に応じて見直し、事業の強化・拡充を図る。



3 4つの拠点機能における新たな施策・事業（既存事業の強化・拡充を含む）

(公財)保健センターは、拠点機能の柱（目標）ごとの新たな保健センターの施策・事業を以下のとおり提案するとともに、区及び関係機関等とも密に連携を図りその具現化を検討していく。

(1) 健康増進・教育、健康情報発信及び健康診断の専門拠点機能の拡充

○目標

区民の誰もが健康に関する正しい知識や関心を持ち、自身の心身の状況を把握しながら健康の保持・増進等に継続して努めることや、地域で家族や仲間と共に健康づくりに取り組めるよう、区民の健康づくりの支援を拡充しつつ、それらを通じ区民一人ひとりの健康寿命を延伸する。

○実施を検討する事業の柱

- I 障害者・高齢者など誰にも優しい健康づくり支援への取り組み
- II 生活習慣病対策の推進
- III 地域の健康づくり支援の拡充
- IV 保健センター利用者データの集積・分析と成果の効果的な活用への取り組み

(2) がん患者や家族等を支える中核的機能の確立

○目標

がんを早期に発見するために、各種がん検診とその精度管理を充実するとともに、在宅で療養するがん患者や家族等が気軽に利用できる相談窓口を設置するなど、がん患者等を支える中核的機能を確立する。

○実施を検討する事業の柱

- I がん検診の受診率向上及び質の向上に向けた取り組み
- II がん相談機能の拡充とがん関連情報発信の拠点づくり
- III がん検診案内窓口の一元化に向けた検討

(3) 地域医療の後方支援機能の強化

○目標

区民が地域の身近なかかりつけ医を通じて必要な精密検査を速やかに受けることができるよう、高度医療機器等の検査環境を整備し、地域医療の後方支援機能の充実を図る。

○実施を検討する事業の柱

- I 高度医療機器による地域医療の後方支援のための環境整備
- II MRI/CT を効果的に活用した精密検査事業の拡充への取り組み
- III 地域のかかりつけ医師研修会の実施への取り組み

(4) こころの健康等に関する相談窓口の整備

○目標

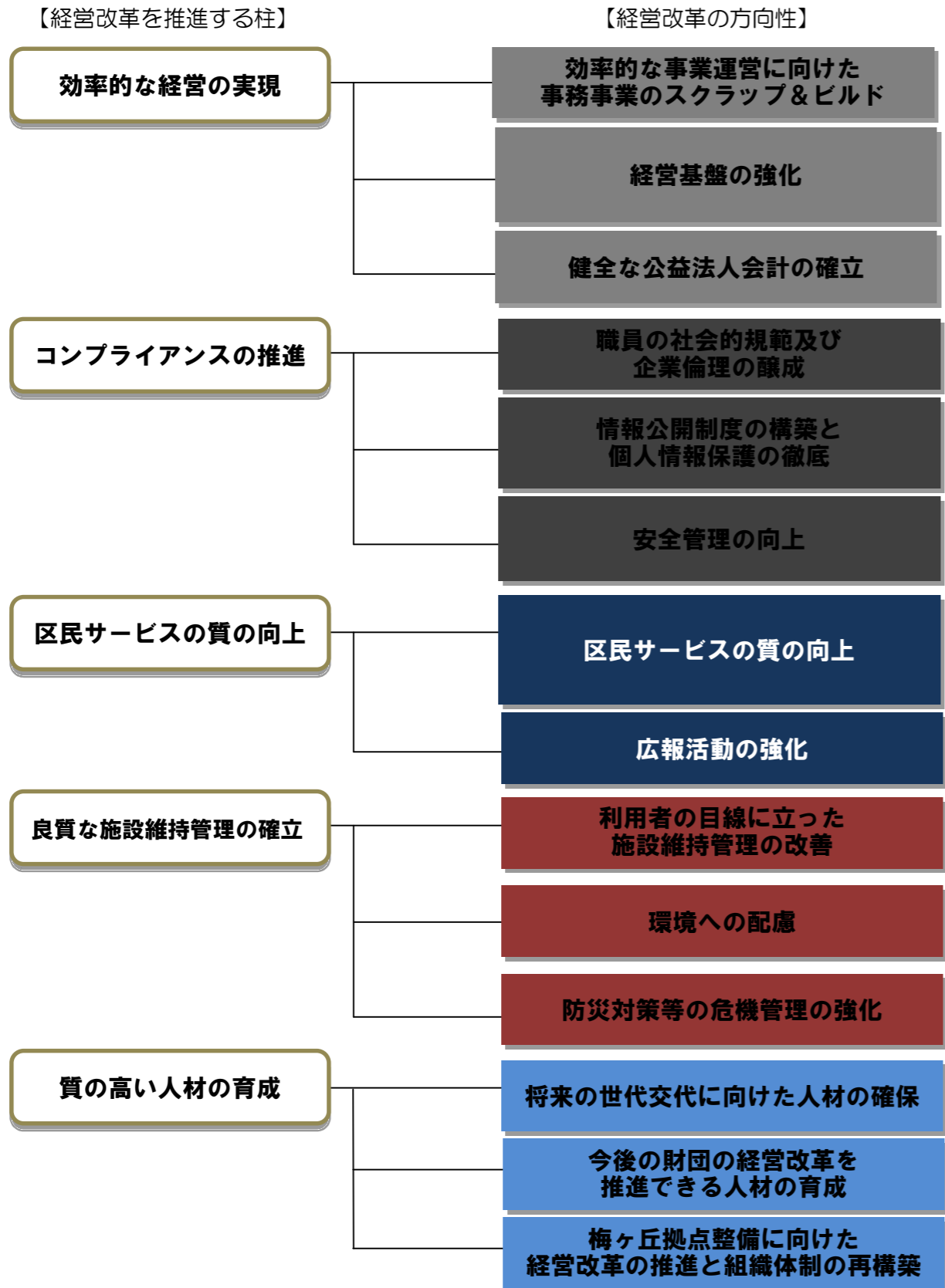
こころの健康等に関し区民が安心して相談でき、必要な情報を得ることができる窓口を設置する。特に、若年層の世代に積極的に働きかけられる態勢や環境を整備する。

○実施を検討する事業の柱

- I こころの相談機能の拡充
- II 思春期・青年期のこころの相談支援の充実
- III 自殺予防のための普及啓発の推進
- IV 保健、医療、福祉に関する総合相談機能の強化に向けた取り組み

第五章 効率的経営と質の高い人材育成に向けて（経営改革）

- 1 新たな保健センター機能を支える基盤の強化（経営改革）に向けて
 今後の区立保健センターの施策・事業を安定的かつ充実して展開していくために、これまで培った区立保健センターの管理運営のノウハウや専門性、新たな視点や民間企業ならではの発想等を駆使し、経営基盤の安定化や経営の効率化などをめざした経営改革をより一層進めていく。
 さらに、先駆的施策・事業を創出するための先見性や創造性に加え、区民福祉の向上を先導する気概と叡智を持てる人材の確保と育成にも取り組む。
- 2 経営改革の取り組み
 新たな時代に即した法人経営に求められる経営改革については、経営改革を推進する4つの柱に体系化し進めていく。さらに、「質の高い人材育成」を加えた5つの柱により財団の経営基盤の強化を図る。



- 3 効率的な経営の実現(主な取り組み)
- (1) 効率的な事業運営に向けた事務事業のスクラップ&ビルド
 【4つの全区的拠点機能ごとの新規及び強化・拡充事業】
- I 健康増進・教育、健康情報発信及び健康診断の専門拠点機能の拡充
 - II がん患者や家族等を支える中核的機能の確立
 - III 地域医療の後方支援機能の強化
 - IV こころの健康等に関する相談窓口の整備（※すべてが新規事業扱い）
- (2) 経営基盤の強化
- I 財務改善目標等の設定（「(公財)保健センター財務改善計画」）
 - II 退職引当資産の確保（全額積立）及び遊休財産の計画的な増額
 - III 収益事業の向上に向けた取り組み
 - IV 社会情勢や人材確保等の観点等による人事・給与制度見直し
- (3) 健全な公益法人会計の確立
- I 例月会計指導のチェック機能の強化
 - II 期中監査のチェック機能の向上
 - III 期末監査（決算監査）のチェック機能の効果的な活用
 - IV 財務会計事務の標準化及び可視化
- 4 コンプライアンスの推進(主な取り組み)
- (1) 職員の社会的規範及び企業倫理の醸成
- I 例規類集等を職員誰もがいつでも閲覧できる環境等の整備
 - II 職員への情報提供の機会の拡充
 - III 職場内での自主勉強会等の機会の奨励
- (2) 情報公開制度の構築と個人情報保護の徹底
- I 開示請求対象情報の管理方法の基準整備と運用の標準化
 - II 個人情報漏洩防止のマニュアルの整備と職員の意識の醸成
 - III マイナンバー法の施行に伴う運用及び職場環境等の整備
- (3) 安全管理の向上
- I 利用者や事業運営の安全管理の向上の取り組みの継続
 - II インシデント・アクシデント情報の集積と評価・分析の継続
 - III 職員向け実践的な安全管理講習会の定期的な開催
- 5 区民サービスの質の向上(主な取り組み)
- (1) 区民サービスの質の向上
- I 利用者に対するより良いサービスの向上をめざした実態調査及び評価・検証等の継続実施（公表）
 - II 働く世代等の新規利用者獲得及び利用促進に向けた取り組み
 - III 誰もが安心して利用しやすい施設環境等の整備
 - IV 地域活動団体支援のあり方等についての改善
 - V 新たな保健センターの基本設計に関する区への働きかけ
- (2) 広報活動の強化
- I 健康情報紙（誌）「げんき人」の戦略的かつ効果的な発行の見直し
 - II 若い世代等が注目する新たな広報手段等の開発の研究
- 6 良質な施設維持管理の確立(主な取り組み)
- (1) 利用者の目線に立った施設維持管理の改善
- I 指定管理者のノウハウを活かした施設維持管理の質の向上
 - II 事故防止や不測の事態に備えた職員への指導教育の徹底
 - III 新たな保健センターが区民の誰もが利用しやすい施設となるための基本設計への働きかけ
- (2) 環境への配慮
- I 指定管理者としての省エネ行動の踏襲
 - II 新たな保健センターでのエコステップ実現に向けた提案（例示）
- (3) 防災対策等の危機管理の強化
- I 大規模災害時に備えた危機管理マニュアル等の整備
 - II 大規模災害時を想定した防災訓練等の実施
- 7 質の高い人材の育成(主な取り組み)
- (1) 世代交代を視野に財団経営に必要な人材の確保
- I 将来の財団経営を見据えた人員配置定数等の見直し
 - II 財団経営に必要な人材の安定的かつ計画的な確保
 - III 定年退職者等の効果的な活用をめざした財団独自の再任用制度の構築
- (2) 今後の財団の経営改革を推進できる人材の育成
- I 「財団に求められる職員像」の職員への醸成
 - II 人材育成のための研修体系の整備と人材育成に向けた職場風土の構築
 - III 人材育成に必要な職員の目標管理と人事考課制度の整備
- (3) 梅ヶ丘拠点整備に向けた経営改革の推進と組織体制の再構築
- I 保健センターの望ましいあり方と経営改革の推進
 - II 総合福祉センターの廃止に向けた機能の移行及び統合整理
 - III 梅ヶ丘拠点施設への保健センターの移転後の新たな組織体制の構築

第六章 総合福祉センターの機能移行と廃止に向けた取り組み

1 機能移行に向けた課題とこれまでの対応

(1) 機能移行に向けた主な課題

- 梅ヶ丘病院跡地に新設する障害者施設（民間施設棟）、区立保健センター（区複合棟）及び他の機関等へ移行する業務の範囲、内容及び移行の方法・時期等の確定と課題の抽出
- 区立総合福祉センター廃止後の既存施設機能等の活用について
- 利用者及び利用団体への業務移行等の情報提供等の方法と時期について
- 業務移行に伴う組織・人員体制等の調整について

(2) 「区立総合福祉センター機能・業務移行計画書」の策定

区立総合福祉センターの廃止に伴い、その機能の梅ヶ丘拠点等への移行を計画的に進めるため、区と（公財）保健センターが共同して移行に向けた課題や進め方を検討・協議するために「世田谷区立総合福祉センター機能・業務移行検討会」を平成26年5月設置し、「区立総合福祉センター機能・業務移行計画書」の策定を進め、平成26年7月に公表した。

2 「区立総合福祉センター機能・業務移行計画書」について

(1) 基本的な考え方

① 現行事業の精査・評価を踏まえた移行先の設定
総合福祉センターが実施しているすべての事業について、その事業目的・事業手法・利用実績等についての精査を行った。また、現在の障害福祉を取り巻く社会情勢や利用者ニーズ及び梅ヶ丘拠点整備プラン等を踏まえ、事業を以下の3つに分類し移行先の整理を行った。

- ◆ 梅ヶ丘拠点の民間施設棟に移行する機能
- ◆ 梅ヶ丘拠点の区複合棟に移行する機能
- ◆ 地域の民間機関等において担う機能

② サービスの質の確保及び充実・強化

区立総合福祉センターの機能移行・廃止により、現行のサービス水準の低下を招かないよう、梅ヶ丘拠点の民間施設棟へ移行する児童発達支援事業及び自立訓練事業については、国の定める配置基準以上の専門人材の配置を行うための補助金を交付するなどサービスの質の確保を図る。児童については増加し続ける相談に対応できる体制の充実を図るとともに、児童発達支援事業に加え放課後等デイサービスを新たに実施する。

③ 円滑かつ計画的な移行

区立総合福祉センターの施設廃止後に利用者に混乱が生じないよう、利用者や関係団体、障害福祉サービス事業者等に対し、適宜、進捗状況等を報告する機会を設けるなど、丁寧に周知・説明を行っていく。また、民間施設棟の運営事業者と区による機能・業務移行に関する調整会議を定期的を実施するとともに、指定管理者の意見等を踏まえ円滑な機能移行に向けた準備を行う。

④ 専門相談事業の再構築

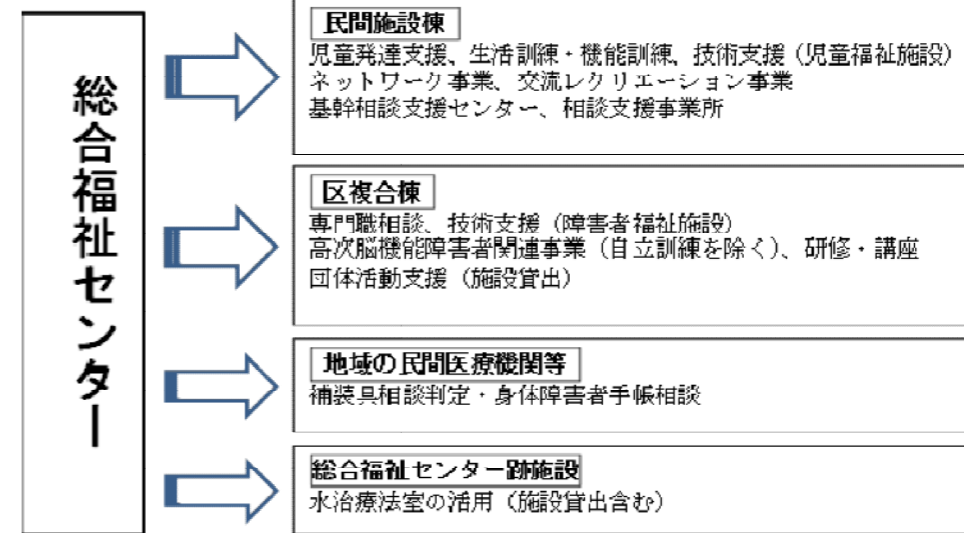
区立総合福祉センターが担ってきた大きな機能の一つに専門職員による専門相談があり、引き続き区の役割として実施する必要があるため、区複合棟（保健センター）への移行を計画している。スーパーバイズ機能を強化するとともに、コーディネート機能を新たに付加するなど、従来の専門相談事業の再構築を図る。

(2) 機能移行計画

対象事業ごとに、基本的方向性と業務の再編と引き継ぎ方法などについて記載する。

- ① 障害児対象事業（一般相談、専門職相談、観察・評価、指導・訓練、技術支援等）
- ② 障害者対象事業（一般相談、専門職相談、検査・評価、指導・訓練、技術支援、研修・研究ネットワーク事業、交流・レクリエーション事業等）
- ③ 基幹相談支援センター事業（基本相談、人材育成、自立支援協議会、相談支援事業所等）
- ④ 専門相談事業（専門職員の派遣〔新規事業〕）
- ⑤ 団体活動支援事業（会議室・水治療法室等施設貸出）
- ⑥ 高次脳機能障害者児に関する事業（専門職相談、研修・研究・ネットワーク事業等）

(3) 主な機能移行先



(4) 今後の進め方について

① 今後のスケジュール

平成27年度～

梅ヶ丘拠点民間施設棟事業者と事業運営及び施設整備についての協議

平成27年度～平成28年度

梅ヶ丘拠点区複合棟の設計（基本設計、実施設計）
梅ヶ丘拠点民間施設棟の設計（基本設計、実施設計）
区立総合福祉センター事業の機能移行に向けて整理・再編
区立総合福祉センター次期指定管理者選定

平成29年度～平成30年度

梅ヶ丘拠点民間施設棟の工事

平成29年度～平成31年度

梅ヶ丘拠点基盤整備及び区複合棟の工事

平成29年4月～

区立総合福祉センター機能移行のための再編事業の検証

平成30年度

梅ヶ丘拠点民間施設棟事業者への業務引継ぎ

平成31年3月

区立総合福祉センター廃止

平成31年度

梅ヶ丘拠点施設開設（予定）

② 今後の課題

○ 区立総合福祉センター跡施設について

公共施設全体の配置の中で検討を進める。
水治療法室や障害者団体の活動支援のスペースについては、継続していくことについて内容等の検討を進める。

○ 区立総合福祉センター事業の質の確保について

円滑な事業移行やサービスの質の確保に向けて、専門職が持つノウハウの活用について検討する。

○ 関係団体との協力・連携について

区内の関係団体に対し進捗状況の情報提供を行い、さらなる協力・連携関係の強化を図っていく。

3 今後の（公財）保健センターの対応について

区が策定・公表した「区立総合福祉センター機能・業務移行計画書」を受けて、平成27年中に、（公財）保健センターとしての区立総合福祉センターの機能・業務移行及び廃止に関する基本的な方針を示す対応方針を策定する。同対応方針の骨子を以下のとおり想定し、財団としての対応の基本的な考え方を示す予定である。

- 区の計画を踏まえた、財団としての移行及び廃止についての基本的考え方
- 移行及び廃止に向けた作業内容及び進め方
- 職員の雇用に関する基本的考え方
- 作業工程及びスケジュール

なお、同対応方針に基づき円滑な機能移行を具現化するために、関係所管等と密に連携を図りながら移行準備に向けた調整を図るとともに、体制（専管組織等）づくりにも取り組む。